

# 介護保険 令和8年 8月から

## 施設を利用している一部の方の食費 居住費の基準費用額等が変わります

第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については100円（日額）引き上げられます。

※食費の基準費用額についても100円（日額）引き上げられます。

		基準費用額	負担限度額（負担いただく日額）					
			第1段階	第2段階	第3段階			
					第3段階①	第3段階②		
				令和8年7月まで	令和8年8月から	令和8年7月まで	令和8年8月から	
食費 【ショートステイの場合】		1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	680円 【1,030円】	1,360円 【1,300円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院 <small>（注）</small>	697円	0円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,470円

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

## 負担限度額制度

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

対象となる方

令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準が見直されます。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者（令和8年8月～） ※非課税年金も含む	預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が 年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	市町村民税 年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	非課税 年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

- 制度を利用する場合は申請手続が必要ですので、担当のケアマネジャー・施設職員等にご相談ください。また、ご不明な点は下記へお問い合わせください。
- 【問合せ先】
  - ・制度の内容等：保健福祉課 TEL42-0708
  - ・介護保険の申請・利用相談：地域包括支援センター TEL42-1933